

各種認可申請の添付書類一覧(令和5年9月29日現在)

	定款・寄附行為変更認可申請												管理者理事特例認可申請	理事長選任特例認可申請	解散認可申請	押印の要否	備考
	新規診療所開(移転を含む)	既存診療所拡張	既存診療所廃止	附帯業務の開設	附帯業務の廃止	法人名の変更	診療所名の変更	役員定数の変更	医療法改正に伴う条文の変更	会計年度の変更	持分ありから持分なしの変更	その他条文変更					
申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	押印不要(R5.9.29以降に仮申請をする案件から適用)
新旧条文対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	社団医療法人(医療法改正対応)
																—	社団・経過措置型法人(持分あり)(医療法改正対応)
																—	財団医療法人(医療法改正対応)
新定款(寄附行為)の案文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	社団医療法人(医療法改正対応)
																—	社団・経過措置型法人(持分あり)(医療法改正対応)
																—	財団医療法人(医療法改正対応)
現行定款								○		○						—	
議事録(社員総会、理事会、評議員会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	押印が必要
解散理由書、残余財産の処分方法															○	—	
新診療所等の概要	○	○		○												—	
周辺の概略図	○	○		○												—	
平面図	○	○		○												—	
賃貸借契約書(覚書)の写し	○	○		○												—	
登記事項証明書(土地・建物)	○	○		○												—	法務局で取得すること
管理者就任承諾書	○															○	実印の押印が必要
医師(歯科医師)免許証の写し	○															—	
履歴書(注4)	○													○		○	実印の押印が必要
新役員の役員就任承諾書(注4)	○															○	実印の押印が必要
印鑑登録証明書(注4)	○										○				○	—	区役所等で取得すること
事業計画	○	○		○												—	
借入をする場合は金銭消費貸借契約書の写し	○	○		○												—	
その他契約書の写し(注1)	○	○	△	○												—	
変更予算・予算書	○	○		○												—	
収入予算書・支出予算書(各施設毎)	○	○		○												—	作成に当たってはチェックリスト、記載例もご活用ください
入院・外来収入内訳書、職員給与費内訳書(各施設毎)	○	○		○												—	
事業報告書等一式(直近の事業年度分)	○	○		○											△	—	
事業報告書	○	○		○											△	—	
財産目録・貸借対照表	○	○		○											△	○	
損益計算書・関係事業者との取引の状況に関する報告書・監事の監査報告書	○	○		○											△	—	
勘定科目内訳書(注2)	○	○		○											△	—	
登記事項証明書(医療法人)(注3)	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	—	法務局で取得すること
認可されれば理事長に就任する旨の承諾書															△	○	実印の押印が必要
医療法人の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
該当する場合は出資(寄附)申込書、拠出申込書(基金拠出契約書等)	○	○		○								○				×	出資(寄附)申込書、拠出申込書
出資者名簿												○				—	
出資持分の放棄申出書												○				○	
その他	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	個別対応

(注1)内装工事や医療機器等の見積書又は契約書の写し。
 医療施設等を個人開設から法人開設に変更する際に、個人から法人へ設備、医療機器等を引き継ぐ場合の契約書。
 既存診療所等の廃止については、他の医療法人等に事業譲渡する場合のみ添付が必要です。

(注2)直近の事業年度分。税務署に提出した様式。

(注3)履歴事項全部証明書。直近までの登記事項が全て登記されている必要があります。

(注4)原本を添付してください。(役員変更届に原本を添付する場合は、写しでも可)

「△」その他の書類についても、申請内容により追加で提出を求める場合があります。

※ 診療所の移転の場合は、「既存診療所廃止」及び「新規診療所開設」に該当しますが、共通する書類については、1部で構いません。

※ 各種証明書(登記事項証明書、印鑑登録証明書)は発行から3か月以内のものを添付してください。